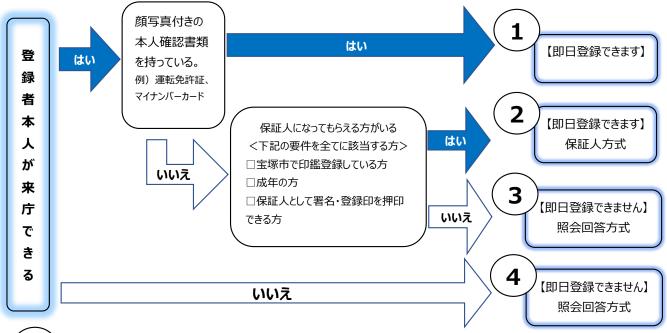
印鑑登録手続きのご案内

※印鑑登録できるのは、15歳以上の意思能力を有している人です。

登録できる印鑑	登録できない印鑑	
・住民票に記載されている「氏(旧氏)」「名」「氏名」を表 している印鑑(住民票に「旧氏」を記載するには届出が必要です。)	・家族が登録している同じ印鑑 ・逆彫りの印鑑 ・ゴム印その他変形しやすいもの ・職業・肩書・もよう等の氏名以外の事項をあわせて表しているもの ・外枠や文字が欠けてたり、すり減っているもの ・大きすぎるもの(1辺25mmの正方形に収まらないもの) ・小さすぎるもの(1辺8mmの正方形に収まるもの)	



´ 1)【即日登録できます】

登録者本人が来庁し、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類を持参されている場合

必要なもの

- □ 官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- □ 登録する印鑑(実印)
- 2 【即日登録できます】保証人方式

登録者本人の来庁が必要です。登録者本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちでなく、保証人の方がいる場合

必要なもの

- □ 登録する印鑑(実印)
- □ 登録者本人の本人確認書類
 - 本人確認書類はAから2点、AとBから各1点のいずれかの提示が必要です。
 - A、健康保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、介護保険証、官公署が発行した医療受給者証など
 - B、通帳、キャッシュカード、診察券など
- □ 保証人が署名押印した印鑑登録申請書
 - ※保証人が登録印鑑を持参し、窓口で署名押印することも可能です。
 - ※保証人の登録印鑑と押印された印鑑が異なる場合は、手続きができません。

3 4 【即日登録できません】照会方式

登録完了まで日数がかかります。

ご本人からの申請であることを確認するため、「照会書」を住民登録の住所に郵送します。

★申請 〉 「照绘	会書」を郵送	回目来庁 答書」と必要書類を に持参	登録完了	
★申請時に必要なもの				
□ 登録する印鑑(実印)				
□ 委任状(代理人が申	請する場合)			
□ 登録する印鑑(実印) □ 登録者本人の本人確本人確認書類はAA、運転免許証、マB、健康保険証、年で、通帳、キャッシュ代理人が来庁する場合は□ 委任状(照会書中の「個 代理人の本人確認書	「回答書」の枠内に登録者 認書類(原本をご持参くから1点、Bから2点、Bとのイナンバーカードなど官公署が金手帳、基礎年金番号通知書、カード、診察券など 下記のものも併せてご持参	ださい。) こから各 1 点のいずれか発行した顔写真付きので、 介護保険証、官公署が なください。	の提示が必要です。 もの 発行した医療受給者証など 成してください。)	
(お問い合わせ先 宝塚市役所 窓口サービス課	印鑑登録担当 TEL ()797-77-20	50	
	委任状			
		記入日	年 月 日	
宝塚市長 宛				
	本人の住所			
	氏名(自筆)			
	生年月日	年	月旦	
私は下記の者を代理人と定め、印鑑登録の申請および印鑑登録の廃止申請の権限を委任します。				
代理人の住所				
<u>氏名</u>		日 年	月 日	